

平成 20 年 9 月 25 日

各 位

本店所在地 大阪市中央区道修町 3 丁目 6 番 1 号
会社名 株式会社 アクセス
代表者の
役職氏名 代表取締役 松 浦 徹
(JASDAQ コード番号: 4700)
問い合わせ先 管理本部 本部長
取締役 山 田 欣 吾
電話番号 (06) 6208-1600

外部調査委員会の最終答申受領のお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 28 日付「業績に影響を与える事象の発生と社内調査報告及び外部調査委員会の設置について」及び平成 20 年 5 月 16 日付「過年度決算短信等の修正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社において過年度にわたり行われていた不適切な会計処理に関し、外部調査委員会を設置し、当社社内調査委員会の調査結果のうち、関係者の処分及び再発防止策の妥当性について諮問しておりました。

これにつき、平成 20 年 6 月 27 日付「外部調査委員会の中間答申の受領について」でお知らせいたしましたとおり、中間答申書を受領しておりましたところ、平成 20 年 8 月 6 日付「再発防止策の実施状況及び外部調査委員会の最終答申時期の変更のお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、最終答申書の受領時期が延期になっておりました。

しかしながら、当社としましては、既に改善措置については、当社元代表取締役社長に関する事項を除いては、順次実施・完了しており、一定の成果(再発防止効果)を得たものと判断しております。加えて、再発防止策を実行あらしめ、過去のしがらみを完全に断ち切り、「新生アクセス」として、再出発を図っていくためには、関与者の処分や再発防止策について不確定な状態が継続することは望ましくなく、最終的な方向性を早期に確定させる必要があるものと考えております。

そこで、外部調査委員会に最終答申を提出することを依頼したところ、本日付で別紙添付の最終答申書を受領したので、ご報告いたします。

なお、最終答申において、当社元代表取締役社長の刑事訴訟の推移等を見据えた上で決定すべきとされた事項については、今般、外部調査委員会から移行することにより設置したガバナンス評価委員会の見解を踏まえた上で判断していく予定です。ガバナンス評価委員会の詳細につきましては、本日付リリース「ガバナンス評価委員会設置のお知らせ」をご覧ください。

以 上

最終答申書

平成 20 年 9 月 25 日

株式会社アクセス
代表取締役 松浦 徹 殿

外部調査委員会
委員長 稲葉 威雄
委員 花堂 靖仁
委員 福本 修也

貴社における過年度にわたる不適切な会計処理問題に関する社内調査委員会の最終報告（平成 20 年 6 月 20 日付け社内調査報告書。以下、「社内調査報告書」という。）につき、現時点までに順次実施されている改善措置や不適切な会計処理についての公訴提起をふまえ、当委員会の最終的な見解を下記のとおり答申する。なお、当委員会は、元代表取締役社長の刑事事件の推移（弁明内容、証拠等）や元代表取締役社長との所有株式の売却に向けた働きかけ（協議）の状況を踏まえて答申すべきと考えていたところであるが、その余の事項については確定的な判断を行うことができる状況にあること、及び貴社より当委員会の委員に対し、引き続き後記ガバナンス評価委員会の委員へ就任することの要請とともに早期の最終答申の要請を受けたので、上記の事項を踏まえて判断すべき事項については、貴社が、ガバナンス評価委員会の見解を徴しこれを最大限尊重した上で最終的な決定をすることを前提として、当委員会としての最終答申を行うものである。

記

第 1 不適切な会計処理の内容及び発生原因について

当委員会が諮問を受けている事項は、社内調査のうち、関係者の処分及び再発防止策の妥当性についてであるが、事実関係についての社内調査結果についても、答申の前提となる事項であることから、以下のとおり、当委員会の見解を述べる。

1 不適切な会計処理の内容について

(1) 不適切な会計処理の範囲について（社内調査報告書 6 頁）

不適切な会計処理の内容が、平成 14 年 7 月から平成 19 年 3 月までに行われた特定 1 社との取引に係る不適切な原価処理及び主として平成 17 年 3 月期に行われた 6 案件に係る不適切な売上計上であることは、肯認することができる。

(2) 不適切な会計処理の概要（社内調査報告書 6 頁ないし 9 頁）

不適切な会計処理のうち、不適切な原価処理の内容に関し、客観的な事実関係自体については、概ね肯認することができる。

もっとも、不適切な原価処理に関する適切な会計処理としては、G 社の経営状態が悪化し、そのリース料の支払が危うくなった平成 14 年 7 月の段階で、もはや同社の経営状況が好転する見込みはなかったのであるから、このファイナンスリースに見切りをつけて、特別損失(引当金)を計上すべきものであったとも考えうる。

しかしながら、この点については、T 社へ外注費の名目で資金が供与され、これが T 社を経由して G 社に回っていた事実があった。それ自体が仮装の取引という不法な行為であるとしても、リース料の支払が継続していた以上、平成 14 年 7 月当時もリース料支払が回収不能ではなかったと考えることも、一定の合理性があるものと評価することができる。

ただし、この架空の外注取引を仮装して資金を供与したことは、明らかに会社の利益を損なうものであって、取締役としての違法な職務執行であり、特別背任行為に該当することは、明らかである。

次に、不適切な売上計上の概要については、肯認することができる。

(3) 不適切な会計処理の影響額（社内調査報告書 9 頁及び 10 頁）

不適切な会計処理の影響額については、概ね肯認できる。

(4) 不適切な会計処理の関与者、動機等について（社内調査報告書 10 頁ないし 13 頁）

不適切な会計処理の関与者及び不適切な会計処理の動機等については、既に述べたとおり、社内調査が、任意の手続きであり、社外者、特に不適切な会計処理に関する主導的な関与者である元代表取締役社長及び元財務担当次長からの事情聴取が十分に行えていない面がある。このことからすれば、元代表取締役社長及び元財務担当次長の関与の度合いや動機について、更なる検討の余地はありとも考えられる。

しかしながら、元財務担当取締役をはじめとした他の関与者からの事情聴取の内容が

総じて、元代表取締役社長及び元財務担当次長の関与等の内容について一致しており、それらの内容に沿う形で、貴社並びに元代表取締役社長及び元財務担当取締役が不適切な会計処理に関して起訴されていることからして、不適切な会計処理に関する関与者、動機については、元代表取締役社長及び元財務担当次長を含め、肯認することができる。

2 不適切な会計処理の発生原因(社内調査報告書 13 頁ないし 16 頁)

不適切な会計処理の発生原因については、概ね肯認することができる。社内調査報告書が指摘するとおり、不適切な会計処理の最大の発生原因は、元代表取締役社長を絶対視し、これに反対意見を言うことができない企業風土及びこれと表裏の関係にある内部統制・牽制システムの欠如・不全にあることは明白であり、したがって、改善措置については、これらの是正に主眼がおかれるべきである。

第 2 関与者の処分について

1 元代表取締役社長（社内調査報告書 16 頁及び 17 頁）

元代表取締役社長については、社内調査報告書及び上記のとおり、調査に十分な協力を得られていなかったことから、その関与に関する全貌について十分な解明がなされていないことは確かであるが、他の関与者の事情聴取結果や証憑類などを総合すれば、不適切な会計処理の主導的な関与者であり、また、発生原因である貴社の企業風土醸成の元凶であることは、社内調査報告書のとおりと認めることができる。

これらのことからすれば、社内調査報告書の内容に従い、特別背任罪（改正前商法 486 条 1 項及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 527 条）について告訴を行ったことは、相当である。

元代表取締役社長が、証券取引法（現・金融商品取引法）違反及び特別背任の罪で起訴されていることから、上記の事実関係についての社内調査結果及び告訴が妥当であったことが裏付けられる。

今後、役員退職慰労金の返還を求め、また、その違法行為によってもたらされた貴社の損害について、改正前商法 266 条 1 項 4 号又は 5 号及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 78 条等に基づいて損害賠償請求を行うことが相当と考える。

しかしながら、現在、元代表取締役社長に対する公判が係属中であり、かつ、その弁解

内容の詳細は不明である。

また、社内調査報告書の再発防止策においても指摘されているとおり、今般発覚した不適切な会計処理の発生原因を根源から断ち切るためには、貴社の筆頭株主でもある元代表取締役社長の影響力を排除する必要がある、そのためには、元代表取締役社長の持株比率低下に向け、同人の所有株式を適正な第三者へ売却するための働きかけを行う必要がある。

この段階での、上記損害賠償請求訴訟提起は、第三者への売却についての元代表取締役社長の協力を阻害する要因ともなる危険を孕んでいる。その損害賠償請求訴訟の請求原因・額（特別背任行為に係るもののみならず、証券取引法違反に係るものを加えるか等）、提訴時期等については、元代表取締役社長の公判やその言い分の聴取、第三者への売却に向けた働きかけ（協議）の進捗状況を見据えながら決定する必要があるものと思料される。第三者への売却により元代表取締役社長が得る対価が貴社への損害賠償に充てられるとも期待できることから、損害賠償請求訴訟提起に先立ち、その保有株式の譲渡に向けた取り組みを実施することには合理性がある。

そして、上記の事情を踏まえ、損害賠償請求訴訟の提起時期等については、適正性の担保のため、今後設置予定のガバナンス評価委員会（後記「第3 - 1 - (1) - イ」参照）に諮問し、その判断内容を最大限尊重した上で、決定すべきものとする。

2 元財務担当取締役（社内調査報告書 17 頁）

元財務担当取締役は、元代表取締役社長とともに一連の違法行為に深く関与した者であるため、役員退職慰労金は不支給とし、また、元代表取締役社長と同内容の損害賠償請求を行うことが相当である。

ただし、元財務担当取締役については、その資力や元代表取締役社長への損害賠償請求への協力が得られるか否か等の事情を、訴訟上の和解をどうか等の最終的な処分の局面で考慮することは可能であると考えられる。

上記の損害賠償請求訴訟の提起時期や最終的な処分の局面での考慮の方法・内容等の是非については、元代表取締役社長と同様にガバナンス評価委員会に諮問し、その判断内容を最大限尊重した上で、決定すべきである。

また、元財務担当取締役は取締役辞任後も職員として在籍していたようであるが、不適切な会計処理に関し、起訴されている以上、解雇処分としたことは相当である。

加えて、元財務担当取締役は、G社案件に係る特別背任行為の実行に深く関与しており、現に同罪により元代表取締役社長とともに逮捕勾留されていることから（元財務担当取締役はその後保釈されている。）、同取締役についても元代表取締役社長と同様に社内調査報告書に従い、刑事告訴を行ったことは相当である。この点については、元代表取締役社長とともに元財務担当取締役が特別背任罪により起訴されていることから相当性が裏付

けられる。

3 前代表取締役専務及び前常務取締役等（社内調査報告書 17 頁及び 18 頁）

(1) 前代表取締役専務及び前常務取締役

前代表取締役専務及び前常務取締役については、従属的とはいえ、不適切な会計処理の実行に寄与したものであることから、取締役としての責任は重大であることから、辞任を勧告すべきこと、また、退職慰労金を不支給とし、あるいは、退職慰労金の返納を求めることは当然である。

前代表取締役専務及び前常務取締役に対する損害賠償請求については、不適切な会計処理に対する関与の度合い等や退職慰労金の不支給・自主返納という事情に加え、それ以上に損害を填補する資力に欠けるという事情に鑑みれば、損害賠償請求を行わないこともやむをえないものとする。

ただし、今後、元代表取締役社長に対する損害賠償請求に全面的な協力をすることを条件とすべきとする。

(2) その他の関与者

その他の関与者については、不適切な会計処理が行われた案件に関わった管理職以上の職員について、在職者を貴社懲戒規程に基づき、それぞれの認識、関与の程度に応じた、厳正かつ公平な処分を実施する必要がある。

また、既に退職した者については、その関与の度合い等を踏まえ、必要に応じて法的措置を検討することは、相当である。社内調査の段階で十分な事情聴取ができていないこともあることから、その対応は慎重に検討する必要がある。

特に、財務担当次長については、不適切な会計処理に深く関与したものであり、元代表取締役社長等への損害賠償請求訴訟にあたって、その協力を得ることが必要となることも考えられることから、その協力の状況を考慮しつつ、元代表取締役社長に対する損害賠償請求訴訟の提起に関する判断にあわせ、ガバナンス評価委員会の意見を最大限尊重し、法的措置を行う必要性（損害賠償請求を行うか否か、その請求原因・額をどのようにするか等）について決定すべきと思料する。

(3) 現経営陣

現経営陣については、法律上の責任は認められないけれども、経営責任、社会的責任

の履行という観点のみならず、同様の事象の再発を防止するため、現経営陣に自覚を新たにさせる必要があり、役員報酬の減額の処分をすることは肯認できる。その減額の程度については、はじめとして相当のものとすべきである。

この点につき、貴社は、既に現経営陣の役員報酬について、1ヶ月間10%の減額を行っているが、相当と認められる。

また、監査役より、一部報酬返上がなされているが、この点も、結果として本件の発生を未然に防ぐことができなかつたという観点から、あるいは道義的見地より、監査役も相当の責任を感じて然るべきものであり、相当と認めることができる。

第3 再発防止策について

1 再発防止策の内容について

(1) 統制環境の不備に対する改善策について

貴社の企業風土の改善（社内調査報告書 18 頁ないし 20 頁）

ア 経営陣の刷新について

不適切な会計処理が元代表取締役社長のワンマン体制のもとで行われていたことからすれば、企業風土を抜本的に刷新・改善するための措置が必要なことは明らかである。

そして、不適切な会計処理に関係した人間が取締役を退任し、過去のしがらみのない社外出身の実績ある有能な人材が経営トップに就任してこれに経営を委ねることは、企業風土の抜本的な刷新・改善策として相当であり（これは、後記のとおり前期末時総会において実現した。）、これに期待する。

イ 元代表取締役社長の持株比率の低下とガバナンス評価委員会の新設

貴社にて発生した不適切な会計処理が、元代表取締役社長の影響下で行われ、その企業風土醸成の元凶であることからすれば、早急にその影響力を排除するために、現在もお筆頭株主である元代表取締役社長の不当な影響力を排除する必要があるものと考えられ、そのための実効的な方策を早急に検討すべきである。元代表取締役社長の保有する株式について第三者への譲渡等がその方策として考えられるところであるが、仮に元代表取締役社長の協力が得られない場合には、その影響力を弱めるため、貴社提携先に対する第三者割当増資などの対応策の検討も視野に入れる必要があると

考える。

ガバナンス評価委員会については、元代表取締役社長が貴社の約 34%の議決権を保有する筆頭株主であることに鑑みれば、このような外部の評価機関を設置し、元代表取締役社長の不当な影響力を排除するよう努めることは相当である。

さらに、貴社は、元代表取締役社長の所有株式について、第三者への売却に向けた働きかけ(協議)を検討しているところであるが、会社の主要株主のあり方については、会社のガバナンスに重要な関係があり(経営者との癒着があってはならないが、他方で会社の持続的な発展を阻害するような存在でも困る。)、それとの関係で、既に述べたとおり、元代表取締役社長への損害賠償請求訴訟の内容・提起時期については慎重な判断が必要となる。この点についてもガバナンス評価委員会の見解を得た上で、最終的な意思決定を行うことが相当であるものと思料する。

ただし、ガバナンス評価委員会の委員については、本答申に至った経緯から差し当たり同委員会の委員が就任することとするが、同委員会が効果的に機能しているかどうか、アドバイザーボード等に発展的させるべきかといった同委員会のあり方については、今後、会社法に基づいて株主に対する法的責任を負う取締役会において、経営の客観性・透明性の確保の見地から、その活動の状況等を開示・検証し、その人選も含めて継続的に検討していく必要があると考える。

ウ アクセス Rebirth プランから中期事業計画へ

元代表取締役社長退任後のアクセス Rebirth プランについては、企業風土を刷新するための施策として、一定の効果が見込めるものであったものと評価できる。特に、同プランが本件一連の不適切な会計処理が発覚する以前からの取り組みであったことに照らせば、貴社が従前の企業風土等の問題点を自覚した上で、一定の自浄能力を有していたものとしてそれなりの評価をすることができる。

ただし、元代表取締役社長の退任後のものとはいえ、不適切な会計処理の主導的な関与者である元財務担当取締役が中心となって、不適切な会計処理発覚以前に策定されたことから、徹底したものにはなっていない。中期事業計画策定にあたっては、アクセス Rebirth プランの再発防止策として実効性の検証を加えた上で、貴社の企業風土との決別のために、より一層有効な再発防止策を盛り込む必要があるものとする。

さらに、具体的な中期事業計画策定にあたっては、社内調査報告書に記載された内部統制の強化、社内管理体制の整備強化等に加え、これらの制度が有効に機能する前提条件として、一方で経営者による誠実な経営と透明性を確保するとともに、他方で従業員の自発的な事業参画と業務遂行への自負の念を醸成するような組織態勢を構築することが不可欠である。その上で、策定された再発防止策の運用状況を継続的に監視するとともに、再発防止策の実効性を不断に検証していく体制を整備する必要がある。

るものとする。

コーポレートガバナンスの改善について（社内調査報告書 20 頁及び 21 頁）

ア コンプライアンス教育の強化について

貴社における不適切な会計処理が、役職員によって行われたことからすれば、貴社の役職員全体に対して継続的にコンプライアンス研修を実施し、不正を許さない意識を育てることは必要不可欠であり、定期的にコンプライアンス教育を実施し、また外部セミナーへ参加させ、その結果を報告させることは、相当であるとする。

ただし、役職員のコンプライアンスに関する教育の浸透の程度にあわせ、コンプライアンス教育が最も効果が現れるように、研修や、参加させるセミナーの内容を検討していくべきである。

人の意識の改革は、困難な課題であり、持続的な取り組みが必要とされる。

イ その他コンプライアンスに関する啓発活動

コンプライアンスに関する啓発活動については、その内容は相当である。

ウ 各種規程等の見直しについて

コンプライアンス遵守のための各種規程の見直しに関しては、その内容は相当であると認める。ただし、マニュアル等の整備については、売上の計上処理に関するものだけでなく、貴社の業務形態で発生しやすい不正行為の内容を検証したうえで、それらに対して不正防止のためのマニュアルを策定していくべきとする。

なお、規程、マニュアル等の整備は、それによって終わるものではなく、上記コンプライアンス研修・啓発等の機会を通じ、全役職員に周知し、その認識を徹底することが必要であることは言うまでもないことである。

(2) 組織・人事制度及び業務処理の改善について（社内調査報告書 22 頁ないし 24 頁）

組織・人事制度及び業務処理の改善策として、社内牽制システム、管理本部の体制、営業本部の体制、開発本部の体制、業務処理に関する改善策がそれぞれ実施されている。これらについては、現時点の再発防止策として相当とするが、今後、貴社にて行う業務・サービスの内容や社内人事等も流動的に変化しうるものであることから、それらの変化にあわせて、最も有効的な再発防止策を策定・実施していく必要があるものとする。

公正な信賞必罰の人事システムの確立が、組織の活性化に必須であることを銘記すべきである。

(3) 監視活動の改善について（社内調査報告書 24 頁及び 25 頁）

内部監査機能の強化について

貴社で取締役会の業務執行状況について、内部監査機能が不十分であったことに鑑み、内部監査室の機能を強化すること自体は、相当である。

しかしながら、それだけにとどまらず、監査役ないし監査役会により継続的に業務監査が実施できる監査補助者の選任を含む体制を整備するとともに、より積極的な意識をもって、取締役の業務執行状況に対する監視を実施することが必要であるものとする。

具体的には、取締役会で積極的にコンプライアンスに関する提言等を行い、また、業務執行についての報告を求め、また、経営会議等にも積極的に参加し、日々の業務執行の監視に努めるべきである。

内部通報制度（ヘルプライン）による補完について

内部通報制度を設置すること自体は、当然のことであり、相当であるとするが、今後は、従業員が制度について十分理解出来るようコンプライアンス教育の中でその趣旨を十分に説明し、また、内部通報制度の存在について、社内イントラネットや、社内報等で周知徹底していくことが必要である。

2 再発防止策の実施状況について

貴社からの報告によれば、現在までの再発防止策の実施状況は別紙のとおりであり、その実施状況については、概ね肯認することができる。

ただし、現在着手中の再発防止策については、早急に実施完了させ、また、既に導入済みの再発防止策についても、実効性のあるものか否かを不断に検証し、よりよい再発防止策の策定・実施に努めるべきである。

現在の再発防止策の実施状況に関し、特筆すべき点は以下のとおりである。

(1) 経営陣の刷新について

平成 20 年 6 月 28 日開催の株主総会において、社外から招聘した 2 名の取締役候補が選任され、代表取締役、専務取締役に就任している。

同株主総会の決議においては、上記に関する取締役選任議案を含めた全ての議案について、議決権行使書による出席を含め、総議決権数のうちの84.5%を保有する株主が出席し、95%を超える賛成を得て可決している。これにより、元代表取締役社長が約34%の議決権を有しているところ、その賛成を得なくとも、議案が可決していたことになる。

この結果は、新経営体制の下、再発防止に向け、再起を図る貴社の体制につき、株主の信任を得ることができたということのみならず、元代表取締役社長の影響力の排除に向けた努力が結実しはじめているものと評価することができる。

今後もガバナンス評価委員会等を最大限活用しつつ、元代表取締役社長の影響を排除していく必要があることは当然であるが、新経営陣は、今後とも経営の透明性の確保、業績向上への努力を通じ、一般株主の信任を維持し、株主総会の決議への参加・提案への賛同を得ていくことで、元代表取締役社長の影響力排除の一助とすべきと思料する。

(2) 会計監査人との信頼関係の維持

社内調査報告書では、詳細な指摘はないものの、今後不適切な会計処理の再発防止のためには、会計監査人との連携を従前以上に密接にしていくことが肝要である。それにより、会計監査人のより厳正な監査が実現し、社内の会計処理についても、緊張感が増し、再発防止につながるものと考えられる。

したがって、今後、従来以上に、執行部・監査役ともに会計監査人との連携をはかり、適正な会計処理体制を確立し、不正会計処理の再発防止につなげていくべきものと思料する。

そのためには、会計監査人との信頼関係を構築・維持していくことが不可欠であるが、この点、会計監査人である新日本監査法人は、今回の社内調査を評価し、その訂正した会計処理を肯定して、今後も継続して会計監査人を務めていくこととなっていて、その信頼関係は十分維持できているものと評価することができる。

第4 結語

以上から社内調査報告書の関与者の処分及び再発防止策の内容ならびに現在までの再発防止策の実施状況について概ね肯認することができる。

ただし、残された関与者の処分については、ガバナンス評価委員会の見解を踏まえ、損害賠償請求訴訟の内容・提起時期等を決定すべきである。

また、再発防止策については、現在着手中の事項については、早急に実施完了させ、また、既に導入済みの再発防止策についても、実効性のあるものか否かを不断に検証し、ガバナンス評価委員会等社外者の意見をも踏まえて、よりよい再発防止策の策定・実施に努

めるべきである。

つまるところ、本件のような不祥事の再発防止の方策は、よき企業ガバナンスの確立に尽きる。これに向け、事業の持続的成長を目指した経営を行い、そのための計画、遂行過程、成果を、株主・投資家等の利害関係者にできるだけ具体的に分かりやすい形で開示し、経営者の説明責任を果たし、会社の経営について高い透明性を維持する不断の努力が継続されることを期待する。

以 上